

福祉サービス第三者評価
評価結果報告書
令和5年度

社会福祉法人 鶴見あけぼの会
鶴見あけぼの保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- II-1 管理者の責任とリーダーシップ
- II-2 福祉人材の確保・育成
- II-3 運営の透明性の確保
- II-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- III-1 利用者本位の福祉サービス
- III-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	鶴見あけぼの保育園
種別:	認可保育所
事業所代表者氏名:	穴井真紀子
定員(利用人数):	60名(利用人数:68名)
所在地:	〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央1-18-10
TEL/FAX:	TEL 045-511-1304 / FAX 045-511-1660
ホームページ:	www.akebono-hoikuen.org/
開設年月日:	2005年4月1日
経営法人・設置主体:	社会福祉法人鶴見あけぼの会

職員数	常勤/非常勤	常勤:18名	非常勤:16名
	専門職員(名称)	保育士:23名 栄養士:1名 調理師:1名	

施設状況

保育室:8	トイレ:5ヶ所
調理室:1	事務室:1
園庭:有	

③理念・基本方針

(理念)
 憲法・児童福祉法・子どもの権利条約などの精神に基づき、子どもの生命を守り、心身ともに健やかに育つことをめざし努力します。そのためにも、保護者を始め子どもと関わる全ての人々が安心して働き、生活できる社会の実現をめざします。

(基本方針)
 長年の共同保育で培ってきた「子どもをまん中に大人同士がつながり努力し合う」という子育ての理念に基づき、子どもたちの生命を守り、豊かに育ち、一人一人が尊重され、生きる力が育つことをめざし保育にあたります。また、保護者や地域社会の人々が安心して子育てができるように、みんなで心を合わせ、ともに考え、ともに喜び合える保育園をめざします。

④施設・事業所の特徴的な取組

園は最寄駅から徒歩5分の立地にあり、保護者は通勤しやすく、園児は区内多方面から通園しています。利便性の良い場所にありながら、近隣に総持寺や鶴見川河川遊歩道など子どもたちが遊べる自然環境に恵まれています。園庭は、1階の土の園庭の他、園舎3階にゴムチップ敷のテラスがあり、土の園庭では思う存分泥んこあそびができるようになっており、ミカンやコナラ・カナメモチなどの植栽があることから子どもたちはかくれんぼしたり、実を取ったり、様々に楽しんでいきます。3階テラスには、夏は大型プールを設置し、幼児クラスの子どもたちが思いっきりプールでの活動を楽しむ他、プールがない時期は、広いスペースを使い大縄跳び・鬼ごっこ・竹馬等、身体を使った遊びを楽しみます。子どもたちは、太陽・水・風・土などと戯れ自然の中で五感を豊かに育む保育、様々な素材に触れ手指をたくさん動かし脳の活性化に繋がります。散歩や外遊びの他、リズム運動・鬼ごっこなどの全身運動で思いっきり体を動かして丈夫な足腰を育みながら心肺機能を育てます。0歳児から大人と共に生活に根差した歌をたくさん歌い、豊かな感性を育てます。EM活性液を使っての土づくりからプランター野菜の栽培を行い、水やり草取りなどの世話を経て収穫したものをクラスで料理したり、給食で使うなど食育活動も積極的に行います。布おむつを使っての保育では、排泄の自立を促したり、環境に配慮した取り組みに繋がっています。保護者と職員は、互いに子育てのパートナーという考え方をモットーにし、子どもをまん中に共に育ち合える関係作りを進めています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日：令和5年5月26日

訪問調査日：令和5年12月7日

評価結果確定日：令和6年2月27日

受審回数(前回の時期)

2回(前回：2015年度)

⑥総評

◇特長や今後期待される点1)子どもの育つ力を信じ、主体性を尊重しています

子どもの個性を尊重し、子どもの育つ力を信じ、乳児であっても主体性を大切に保育しています。保育士は一人ひとりの子どもの様子に気を配り、得手不得手、好き嫌いを把握しています。クラスだよりや日誌には子どもの様子が詳しく記載され、個性が大事にされていることがわかります。発達状況を踏まえ、その子の気持ちを大切に、得意なもの、良いところを伸ばす保育を行っています。

2)保護者と協力して運営に当たっています

入園前の説明会で保護者会等について十分に説明し、理解を得ています。保護者会代表は運営協議会委員になり、法人の運営についてともに検討しています。保護者会は行事等園の保育に協力するとともに、園への意見・要望を取りまとめ、年2回行われる三者懇談会（理事・職員・保護者）に提出しています。三者懇談会にはクラス代表が1名以上出席し、改善内容を法人や職員と建設的に検討しています。保護者会を設置しない施設も増えるなか、双方の協力によりより良い園運営に向け取組がされています。

3)地域に根差した保育・子育て支援を展開しています

近隣や町内会とのつながりを大切にしています。「なつまつり」や音楽会など地域住民も参加できる行事を実施しています。地域の園への協力については「園だより」に記し、地域あつての園であることを保護者に周知しています。「鶴見区子育て教育懇談会」で園長が代表委員を務めています。近隣の保育園とともに出張保育に年2回参加し、園内では地域子育て支援講座を年数回実施しています。一時保育は定員4～6名で専用保育室を設定して行い、園庭開放を月2回実施しています。

4)新たな保育士確保のルートが期待されます

現状では園内清掃や整理整頓作業、新規雇用職員への研修などが十分に行えていると言いきれず、保育士増に課題がありますが、直接雇用による確保が難しいため、採用方法の改善に努めています。園では、今後養成校への訪問などを計画しています。また卒園生の中に保育士等になって園に戻った人や、SNSで園を広報しようと準備をしています。今後卒園生との連携・交流を進めたいとも考えています。これらの取組が人材確保につながることを期待されます。

5)個別対応に工夫が期待されます

一人ひとりの個性や違いを大切に保育を行っていますが、個別対応に課題がみられます。アレルギー対応では、除去食は個別対応ではなく、クラス単位の除去食となっています。ヒヤリハットでの報告でも、個別の見守りに課題を感じます。人員の問題がある中ですが、一人ひとり違いを重視し、個別に対応することと、見守り体制の強化を図ることが期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

久しぶりに第三者評価を受審し、自分の園の運営や組織を客観視する好機となりました。運営上不足している部分や今後も引き続き継続すべき部分などが明らかになり、今後の課題が明確になりました。

丁度、2024年度から始まる中期計画を策定したところでしたので、地域に信頼される保育園作りを目指し、計画的かつ、より具体的に進めていきたいと思ひます。

利用者アンケートも大変貴重でした。調査員には「子どもの育ち第一」の視点に立ち、保育の細かいところまで見ていただき、私たちの思いに寄り添っていただけたことは、大変嬉しいことでした。これを機会に、職員一同、真摯に今後も励んで行きたいと思ひます。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- *全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- *評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
 - イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
 - ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されるとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
 - エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
 - オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
 - カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
 - キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

園の基本理念、運営方針及び保育目標はホームページに掲載しています。またパンフレットや「鶴見あけぼの保育園ご案内」にも記載し、見学者に説明しています。「ご案内」の中の「鶴見あけぼの保育園が大切にしていること」という項目に、保育目標等を達成するために園がどのような保育を行っているかわかりやすく説明しています。保護者には、入園説明会や5月開催の保護者会総会で改めて基本理念、運営方針及び保育目標について説明しています。職員にも、年度末の全体的な保育計画作成時に基本理念等を周知しています。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
---	---	---

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

毎月実務者会議を開き、理事長・理事・事務局長・園長で事業経営の状況を把握・分析しています。職員の処遇改善費、コロナ対策費等様々な取組のための補助金申請を行い、経営が安定するよう努力しています。地域の保育ニーズを知るために横浜市ホームページ等で保育・子育て情報を確認し、状況変化に対応した取組を行う努力をしています。保育園の入所児童とコストについて、状況把握と分析を行っていますが、まだ十分とは言えず、園見学後入所を希望しなかった保護者から可能な範囲で理由を聞きたいと計画しています。

第三者評価結果

3 I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

b

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
- ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

毎月行われる実務者会議で、各園の経営状況と実情を出し合って検討しています。評議員会や運営協議会では、立場の違う委員から提案を受け、運営に反映するよう取り組んでいます。職員には職員会議等で経営状況を説明していますが周知と理解に工夫が期待されます。今年度、園では卒園生のアイデアから「あけぼの後援会」の設立を計画し、中期計画にも記しました。まずは法人で構想を練り、卒園生と保護者を交えた準備委員会を立ち上げる予定です。卒園生は園のアピールポイントを整理してSNSで広めていくことを提案し、実施に向けて動き出しています。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

b

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

2023年度に法人及び園で中期計画を策定しています。園の中期計画は5ヶ年計画で、(1)保育事業(2)施設整備等(3)人材育成・体制(4)防災・救急対策(5)地域貢献(6)あけぼの講演会(7)エコ活動の7項目にわたって記しています。内容は具体的ですが、工程表や数値目標がないため、初年度である今年度にとどこまで実施すればよいか明確になっていません。今後、園長は、職員の意見を聞きながら内容を充実させていきたいと考えています。

第三者評価結果

5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

b

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
 - b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
 - c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
 - イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
 - ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
 - エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

単年度ごとの事業計画は、前年度の振り返りを基に作成しています。事業内容・職員体制・行事・職員の資質向上及び職員集団づくりなど、実行可能な具体的な内容になっており、入所児数や職員体制など数値目標もあります。ただ、今年度については、中期計画よりも先に単年度の事業計画ができたため、中・長期計画を反映した内容とは言えません。2024年度からの中期計画は既に作成しており、来年度以降は中期計画を反映した内容になることが期待されます。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

a

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

事業計画は、園長・主任・乳児リーダー・幼児リーダーの4名で構成されるリーダー会議で出た意見や課題をもとに作成しています。2月に作成し、年度末までに職員会議で確認・周知しています。事業計画は半期ごとに振り返り、運営協議会や理事会で中間報告を行っています。事業計画には入所児数や職員体制など数値目標があり、児童や職員数の確保が難しい時などは、経営を含めた見直しを行っています。見直しが必要な場合は、理事会の開催を求め、計画の変更について承認を得ています。

第三者評価結果

7 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
 - b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
 - c) 事業計画を保護者等に周知していない。
- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
 - イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
 - ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
 - エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

事業計画及び事業報告は運営協議会で配付しており、保護者会代表が運営協議会委員でもあるため、説明とともに保護者への周知を依頼しています。また、ホームページにも掲載しています。事業計画の骨子に相当する部分については保護者会総会やクラス代表が最低1名出席する三者懇談会でも伝えていますが、事業計画について説明を受けたと認識していない保護者もいるようです。園長は、来年度からは玄関に置き、手にとって見られるようにしたいと考えています。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

a

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
 - b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
 - c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 - イ 保育の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。
 - ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 - エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

職員会議をはじめ、リーダー会議・給食会議・栄養士会議・乳児会議・幼児会議を行い、保育の内容について評価を行っています。また、保育の実践について計画・実行・評価・改善が記せる様式で記録しています。園の自己評価は、園長が年度末に保育理念・子どもの発達援助・保護者に対する支援・保育を支える組織的基盤の4項目について振り返りを行い、職員会議で確認したうえで、翌年度の改善につなげています。第三者評価では、毎回組織的に職員一人ひとりが自己評価に取り組んでいます。

第三者評価結果

9

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

a

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
- イ 職員間で課題の共有化が図られている。
- ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
- エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
- オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

給食会議・栄養士会議・乳児会議・幼児会議などを定期的で開催し、保育現場・調理現場・事務などそれぞれの業務に関する課題を挙げています。課題の改善策は、リーダー会議で作成し、職員会議で議論しています。重要な課題は、翌年度の事業計画に盛り込んでいます。各会議の議事録を丁寧に取ることで、課題と改善策だけでなく、経過や改善結果も明確になっています。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10

Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
- ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長は毎月の職員会議で経営・管理に関する方針と取組について表明しており、議事録で確認できるようになっています。そして、園だよりに保育園見学会で伝えた内容を連載し、園の方針の周知に努めています。また自らの役割と責任を含む職務分掌表を作成し、必要に応じて変更しています。災害時などの有事の際の施設長の役割と責任について、不在時の権限委任も含め安全計画・災害マニュアル上で明文化しています。

第三者評価結果

11 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
 - b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
 - c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
 - イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
 - ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
 - エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は、児童憲章や子どもの権利条約、児童福祉法等の法令を理解し、国や行政からの通達を確認しています。また、法人の定款・保育園運営規程・重要事項説明書・全体的な保育などを基に運営を行っています。遵守すべき法令等については職員会議でも取り上げ、職員に周知しています。日常的に幅広い分野の情報収集に心がけるとともに、園長会などに積極的に参加して情勢や制度について学んでいます。昨年度は、全国民間保育園経営研究懇話会のパワーハラスメントに関する講座を受講しています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
- エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は、職員会議やリーダー会議・給食会議・栄養士会議・乳児会議・幼児会議に参加し、子どもや職員の現状・実情の把握に努め、意見交換が活発に行えるよう働きかけています。リーダー会議では主任及びリーダー保育士とともに保育の質の向上を目指し、組織分担のチーム表を作成してリーダーをトップとしたチームで業務遂行しています。自ら自己研鑽を深めるとともに、職員に対して研修・教材・書籍などの情報提供を行っています。「失敗は成功のもと！」を合言葉に、新しい試みへの挑戦を怠らないようにしています。

第三者評価結果

13

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

b

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
 - イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
 - ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
 - エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は、法人が開催する三役会議・実務者会議で経営状況の把握に努め、具体的な対策や業務上の改善点などを検討して経営に反映させています。職員にも業務の実効性を考えてもらうために、経営状況の資料を作成・配布し、職員会議で説明していますが、職員は十分としていません。人員配置については、現場の職員に聞き取りをした結果、全クラス複数担任配置を職員会議で決定し実施しています。働きやすい環境作りについては限られた人材の中で職員が連携・工夫し合い、職員会議を平日の日中に開催することや、夕方の合同保育などを実現させています。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

必要な福祉人材や人員配置に関する基本的な考え方はありますが、人材の確保は実情と経営とのバランスに課題を感じています。現在は手数料の高い紹介会社にも頼らざるを得ない状況ですが、直接雇用で人員を確保していくために、保育実習生や職業体験などの受け入れを積極的に行い、養成校への訪問も計画しています。また卒園生の中に保育士や、保育実習生として園に戻ってきている人や、園を支えようとSNSで広報しようとしているグループがあり、今後卒園生との連携・交流を進めていきたいと考えています。

第三者評価結果

15

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

b

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができていない。

<コメント>
 法人が職員に配布している文書「よりよい保育をすすめる、気持ちよく働くために」の中に期待する職員像を示しています。また、職員の自己評価シートで経験年数から求められる職務内容別着眼点がわかるようになっています。法人は就業規則や給与規定などを職員に周知し、労働条件を明確に提示しています。現在、園には正規職員のほか契約職員、パート職員がいますが、どの雇用形態の職員も将来の姿を描くことができるように、労働組合の理解を得て職員配置や給与形態等を見直していきたいと園長は考えています。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
 b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
 c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
 イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
 ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
 エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
 オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
 カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
 キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
 ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>
 職務分担表に労務管理の各職務について明示し、園長が勤務体制の責任者、主任及びリーダー保育士が勤務表作成や日々の体制管理の担当となっています。勤務表は各職員の休暇取得の意向を汲み取り、子育てや介護などワークライフバランスを考慮して作成しています。健康診断で再検査等が必要な場合は勤務時間内に受診できるようにしています。職員が園児と同様の昼食を希望する場合は職員食を提供し、費用は毎月の給料から差し引かれる仕組みを整えています。園長は年1回の職員個別面談のほか、必要に応じて都度職員と面談しています。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

第三者評価結果

17

II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
 b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
 c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

勤務1～2年目、3～5年目、6年目以上の職員用自己評価シートを作成しています。年度の後半に園長が行う個別面談時に、年度の振り返りと目標設定を行っています。個別面談を全員に対して複数回行うことはできていませんが、新人職員、課題を抱える職員、面談の要望があった職員については適時面談を行っています。個別面談に備えて各職員は自己の目標を設定していますが、保育の専門分野の向上に関する身近な目標が多いため、園長は、キャリアパスにつながる目標設定ができるよう働きかけなければならないと考えています。

第三者評価結果

18

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
 - ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
 - イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
 - ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
 - エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
 - オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

事業計画に「職員の資質向上及び職員集団づくり」という項目を設け、基本方針や計画案を記しています。また研修分野を網羅した職員研修計画を作成し、どの階層の職員向けか示しています。園ではキャリアアップ研修の受講を優先しながら研修計画を進めていますが、コロナ禍の影響で受講を計画的に進められず、今年度キャリアアップ研修を受講する職員が多くなっています。そこで、研修計画の見直しや計画の調整を行っています。また、園長は実践研究も含めて職員の専門性を高めていくため、個別研修計画の作成を予定しています。

第三者評価結果

19

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

b

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>
 保育時間内にすべての研修受講を可能にする体制作りは難しい状況ですが、オンデマンド研修や夜のオンライン研修を告知して、非常勤職員も研修に参加できるようにしています。受講にあたっては受講料を園負担としています。また、園内研修は「リズム・うた」「救命救急」のテーマを職員研修計画に掲げています。新任職員に対するOJTは、クラスリーダーを中心に進めています。人員不足の折、今後の課題となっています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

20

	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
--	--	---

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- エ 指導者に対する研修を実施している。
- オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>
 次代を担う保育士を積極的に育てていくという方針のもと、毎年、2名～3名の保育実習生を受け入れています。「保育実習生受け入れについて」(マニュアル)・「実習の目標・内容について」(オリエンテーション資料)を整備しています。各養成校の指導内容及びマニュアルに沿った形でプログラムを組み、養成校教員の巡回訪問指導を受け入れて、現場と養成校が協働して保育士を育てられるよう連携を図っています。指導者に対する研修は人員の不足から実現できておらず、今後の課題となっています。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。	a
----	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
 - イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
 - ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
 - エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
 - オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

法人ホームページに、基本理念・運営方針、保育内容、事業計画・事業報告、保育園自己評価、第三者評価受審結果を掲載しています。苦情内容は事業報告に記しています。現況報告書・決算書は、福祉医療機構の「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」よりダウンロードが可能であり、ホームページにもそのことを明記しています。園長は、鶴見区子育て教育懇談会の代表委員であり、会合の際に地域の子育て世帯に対して支援する立場で発言したり、広報誌「子育て懇談会ニュース」に文章を掲載したりして積極的に情報発信を行っています。

第三者評価結果

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
 - イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
 - ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
 - エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

事務・経理・取引などについては、職務分掌及び経理規定に基づき処理しています。また、法人に稟議書を提出し、事務局長及び理事長の承認を得て進めています。毎年、公認会計士等監事による法人内監査を実施し、結果は評議員会・理事会で決議・承認されています。また、横浜市の監査も毎年受け、指摘事項は職員会議で共有し、改善案も含め記録に残しています。直近の監査の指摘事項をもとに改善検討し、すでに実施されています。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23

II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
 - イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
 - ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
 - エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
 - オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

近隣や町内会とのつながりを大切にしています。昨年は4歳児がチューリップの球根植え活動に参加しています。音楽会や焼き芋会など園の行事については、お知らせを近隣各戸に配付し、騒音や煙などに対して理解・協力を仰いでいます。「なつまつり」や音楽会など地域住民も参加できる行事もあります。今年度は祖父母参加行事の実施に必要な椅子の貸与と搬入出を町内役員が進んで引き受けたり、庭師の方から干し柿の寄付がありました。このような協力については「園だより」に記し、地域あつての園であることを保護者に周知しています。

第三者評価結果

24

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

b

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
 - イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
 - ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
 - エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
 - オ 学校教育への協力を行っている。

<p><コメント></p> <p>ボランティア受け入れマニュアルを整備し、ボランティア希望者にオリエンテーションを行っています。園では「よりよい保育をすすめ、気持ちよく働くために」という働く上での基本姿勢をまとめたものがあり、ボランティアのオリエンテーションでも活用しています。生徒が将来の職業選択につなげられるように、毎年3～4校の中学校の職業体験を学校のカリキュラムに沿った形で受け入れています。コロナ禍には、高校生になった系列園の卒園児が園内消毒・清掃活動のボランティアを申し出るということがあり、喜んで受け入れています。</p>
--

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
 - イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
 - ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
 - エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
 - オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
 - カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<p><コメント></p> <p>関係団体のリストを作成し、職員とも情報の共有を図って組織的に取り組んでいます。園長を窓口にして各専門機関との連携会議を行っています。主任児童委員や小学校教諭経験者・子育て支援コーディネーターなどの専門職が評議員会・運営協議会に加わっているため、情報交流や対策協議を行うこともあります。区役所・保健師・療育センター・児童相談所・地域の小学校とも必要に応じて連絡・連携を取っています。園は駅に近く、交通の便が良いため鶴見区のさまざまな地域から子どもが通っており、小学校は8～9校と連携しています。</p>

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>

運営協議会を年2回開催し、子育て支援ネットワークや要保護児童支援対策協議会などに参加しています。「鶴見区子育て教育懇談会」では園長が代表委員を務めており、地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等の把握に努めています。また、家庭によっては虐待が疑われるケースも増えており、虐待に気づけるように民生委員と連携して虐待対応シミュレーションのロールプレイに参加しています。

第三者評価結果

27

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
 - b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
 - c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
 - イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
 - ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
 - エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
 - オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

年2回、鶴見中央地域の近隣の保育園とともに出張保育「さくらんぼの会」に参加しています。園内では地域子育て支援講座を年数回実施し、ベビーマッサージなどの育児講座と「七夕かざりを作ろう」などの交流保育のプログラムを組み、事業計画にも記しています。一時保育は定員4～6名で専用保育室で行い、月2回園庭開放を実施しています。作業療法士による発達講座など、専門的な情報提供も行っています。「こども110番」施設として登録し、AEDも設置しています。被災時の地域支援については、今後の課題となっています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
 - エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
 - オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
 - カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
 - キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
 - ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

「子どもをまん中におとな同士がつながり努力し合う」という運営方針に基づいて保育を実践しています。職員は「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を使って自己の振り返りを行っています。園の案内に子どもを尊重した具体的な取組について明示し、保護者に理解を求めています。職員が子どもを尊重してせかしたり強制したりしない姿勢を見て、子ども自身も自然に互いを尊重するようになっていきました。性差への先入観は持たないようにしていますが、性差問わず活動できるよう学びを深める必要があり、園長は今後の課題であると考えています。

第三者評価結果

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
 - ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
 - エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

子どもたちのプライバシー保護の基本的な方針に沿って保育を行っています。しかし、方針は各活動における配慮事項を詳述していないため、最近になって改善した例もあります。これまで水遊びの衣服はパンツのみでしたが、他園との交流をきっかけにTシャツを着用するようになり、水遊び時の写真も極力上半身のみにとどめることにしています。乳幼児期の性と保育をテーマにした横浜保育問題協議会「よこはま保育のつどい」に複数の職員が参加しています。今後、プライバシーへの配慮に関して更なる改善が期待されます。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。
- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
 - イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
 - ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
 - エ 見学等の希望に対応している。
 - オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

ホームページに基本理念や運営方針、「鶴見あけぼの保育園が大切にしていること」などを掲載し、写真や動画でわかりやすく説明しています。また、A4サイズ6ページのパンフレットにも給食の写真や遊びの風景などの写真を数多く載せ、どのような保育内容かわかりやすくなっています。入園希望者のために、ホームページ及び外壁の掲示板に見学会の日程を掲載し、予約制で保育園見学を行っています。見学期間が終了した現在も希望があれば対応しています。ホームページは適宜更新し、新しい情報を発信するようにしています。

第三者評価結果

31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
 - イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
 - ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
 - エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
 - オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

入園が決定した保護者には、面談日を決め、入園のしおり(重要事項説明書)を基に説明しています。泥んこ遊びや布おむつ使用などで洗濯物が増えてしまうこと、キャラクター製品を使用していないこと、保護者会があり保護者と職員は互いに子育てのパートナーであることなど、園の方針について十分理解を得てから、保護者に同意書を提出してもらっています。保育内容の変更時は、文書やメールで連絡し、口頭でも伝えて同意を得ています。配慮が必要な保護者については、個別面談の形を取り、時間をかけて丁寧に説明しています。年度末に在園の保護者を対象に保育園説明会を開催しています。

第三者評価結果

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
 b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
 c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
 イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
 ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

転園の際は、保護者の同意を得た上で、引き継ぎを文書又は電話で伝えるようにしています。また、転園・卒園後も来園し、育児相談等ができるように園長を窓口として、門戸を広く設けており、不登校など、就学後の相談に来る保護者がいたり、成長した姿を見てもらおうと進級・卒業・入学などの節目節目に園を訪ねる卒園児や保護者もいます。保護者とともに保育を進めてきていることから、相談方法や担当者については日常的に周知していますが、転園に際して文書の配布は行っていません。今後検討したいと考えています。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

第三者評価結果

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
 b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
 c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
- ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
 イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
 ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
 エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に参加している。
 オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
 カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

保護者会が利用者満足調査の役割を担い、クラス役員が中心になって各クラスごとに保護者アンケートを取っています。そして、園への意見・要望を取りまとめ、年2回行われる三者懇談会(理事・職員・保護者)に提出しています。要望内容は継続して欲しい保育・運営、または改善案など多岐にわたっています。提出された意見・要望は、園長を中心に職員で分析・検討を行い、その結果を保護者に周知しています。三者懇談会で話し合っ決めて決めることもあります。その他、なつまつりなどの主要な行事終了後に園独自のアンケートを行っています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
- ア 苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。
 - イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
 - ウ 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
 - エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
 - オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
 - カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
 - キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)を整備しています。入園のしおりに「苦情処理に関する事項」を載せ、保護者に説明し、園内に掲示もしています。意見箱を園玄関に設置し、無記名で良いとしています。数年間投函されたことはなく、苦情は日常的なやり取りの中で聞いています。また、保護者会経由で苦情が上がることもあります。大きな苦情は近年生じていません。解決結果は園だよりなどに記載していますが、園長は今後もっと丁寧に公表していきたいと考えています。

第三者評価結果

35 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

送迎時等に担任が積極的に保護者に話しかけ、相談しやすい雰囲気作りを心がけています。口頭でのやり取りが難しい場合は、自由記述式の個人連絡帳も活用しています。個人面談は、保護者の希望及び必要性に応じて、定めた期間以外にも行っています。相談に応じる場所として一時保育室を用意し、相談の際はガラス窓にカーテンを引いてプライバシーを保護しています。さらに、職員休憩室も適宜利用しています。なお、園内での解決に至らない場合のために第三者委員を設置していることを配布物と掲示物で保護者に知らせています。

第三者評価結果

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
- カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

「利用者からの苦情解決の取り組みに関する実施要綱」を整備し、相談内容を適切に記録しています。すぐ改善できる場合は即時対応を心がけています。検討に時間を要する場合は、公表方法も含め職員間で話し合っ進めています。保護者の声を集め、園に伝える仕組みとして保護者会が機能しており、園は保育内容の改善を求める意見について取りまとめを依頼しています。難しい問題については、年2回行われる三者懇談会(理事・職員・保護者)で改善策を細かく詰めて記録に残しています。実施要綱の定期的な見直しは今後の課題となっています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

b

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

園長がリスクマネジメントの責任者で、園に安全事故防止対策チームを設置しています。安全計画、事故防止マニュアルを作成し、それに基づいてリスク管理に取り組んでいます。施設設備安全点検は、チェックリストを作成し、毎日行っています。ヒヤリハットは直ぐに園長に報告し、対策を立て、記録しています。記録は職員会議で共有し、参加できない職員に回覧しています。現在、安全事故防止対策チームはマニュアルの見直しが行えていません。今後、定期的な見直しが可能となる仕組みづくりが期待されます。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

感染症対策マニュアルに基づき園長を責任者とし、管理体制を整備しています。園で感染症が発症した時は、掲示と一斉メールで保護者に伝えています。感染症が流行っている時や行政からの通知があった時も掲示とメール等で迅速に保護者に伝えています。発生時の対応は「入園のしおり」に記載し、職員だけでなく保護者にも周知を徹底しています。マニュアル等は必要に応じて見直しを行っていますが、時期の定めはありません。今後定期的な見直しを行うことが期待されます。

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

b

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
- ア 災害時の対応体制が決められている。
- イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
- ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- オ 防災計画等整備し、地域の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

災害対策マニュアルがあります。職員で、防犯・防災対策チームを作り、毎年マニュアルの見直しと、年間計画を作成し、毎月異なる設定で訓練を行っています。年に1度、消防署の協力を得て、消火訓練や災害時の身の守り方などの指導を受けています。食料や備品類は栄養士と防災対策チームでリストを作成し、管理しています。水害を想定して備蓄は1階と3階に分けて防災倉庫で保管しています。今後、休みをとっている職員の安否確認方法も明確にしていくことが期待されます。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

a

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。
- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>
 デイリープログラムで業務の手順を定めています。園庭やテラスでの遊び、プール、園外保育、保健衛生、事故発生時の対応など各種マニュアルを整備しています。マニュアルは1冊のファイルにまとめ、各クラスに置き、いつでも確認することができます。新たに作成した場合は、園長、主任が目を通し、職員会議で確認します。会議に欠席した場合は、後日必ず資料と議事録に目を通すことになっています。保育の実施は標準的な実施方法に基づくものの、実践は画一的ではなく、一人ひとりの子どもの個性や発達を踏まえて指導計画を作り、日々の保育を行っています。

第三者評価結果

41

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
 - イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
 - ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
 - エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>
 マニュアルは法人作成のものもありますが、大半は園で作成し、見直しを行っています。作成、見直しにあたっては職員が参画し、園長が確認しています。指導計画の評価反省欄を活用し、職員の日々の保育を行う中での反省や評価、改善等の意見や、保護者の意見を記入し、職員会議で話し合って標準的な保育の実施方法を検証しています。保護者の意見は、送迎時のやり取りや連絡帳、保護者会や個人面談などから把握しています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
 - イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
 - ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
 - エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
 - オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
 - カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
 - キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
 - ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

入園時に保護者が提出する児童票や個人面談により、子どもの発達状況や家庭状況を把握しています。面談には園長と担任、必要に応じて栄養士等も参加し、個々の子どもの課題やニーズ、保護者の意向を確認して、指導計画に反映させています。各年齢ごとの指導計画は、全体的な計画に基づいて作成し、実践された保育内容や振り返りを記録して次期指導計画につなげています。特別な配慮が必要な子どもについては、個別計画を作成し、保健師、療育センター、児童相談所、作業療法士など関係機関と連携を図り、保育を提供しています。

第三者評価結果

43 III-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない
- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
- オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

年間指導計画は4期に分け、月間指導計画、週案・日誌はそれぞれ欄を設けて、クラス担任が反省・評価を行っています。内容は園長と主任が確認し、必要があればその都度話し合いを行っています。評価や反省、保護者からの意見を踏まえて、年間指導計画は年末、月間指導計画は月末、週案は週末に見直しています。保護者には掲示とともに、「クラスだより」「園だより」で連絡しています。急な変更は、職員会議で職員に周知し、事務連絡表に記載して確認できるようにしています。保護者には一斉メールや連絡帳で周知しています。

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44 III-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
- カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

子どもの成長記録等は、園のフォーマットを使用して記録し、個人ファイルに集約しています。子どもの家庭環境、健康状態、個別の指導計画に基づく保育が実施され、記録しています。記録内容や書き方に差異が生じないよう、必要と思われる職員には、園長が個別に書き方のアドバイスを行っています。記録は主に手書きであり、より効率的な管理を進めていくためにも、今後はパソコンでの処理やICTシステムを活用することを検討しています。

第三者評価結果

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
 - b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
 - c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
 - イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
 - ウ 記録管理の責任者が設置されている。
 - エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
 - オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
 - カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

個人情報取扱規定やプライバシーに関するマニュアルがあり、個人情報の不適正な利用や漏洩に対する対策と対応方法が規定されています。運営規定に、「守秘の保持」「記録の整備」の項目を設け、職員に周知しています。保護者には入園時に説明を行い、保育園活動に関わる利用については同意書を受け取っています。職員には守秘義務の観点から、入職、退職時に誓約書を交わし、情報漏洩がないよう対策を行っています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。
- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえ、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成しています。見直しについては、まず年度末にリーダー会議で前年度の反省、評価を行い、保護者の意見も踏まえて子どもの発達状況や家庭状況、地域性を加味した更新案を作成します。その内容を職員会議で確認し、共通理解を行ったうえで、最終的に園長が次年度の全体的な計画を完成させています。また、行政監査や法人内監査で指摘を受けた点についても全体的な計画に反映させています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

園は十分な採光と自然な風が室内に入るように設計されています。外からの採光量に応じて室内の照明が調整できます。各部屋にエアコン、空気清浄機を設置し、常に適切な環境が保持できるようになっています。子どもの成長発達に合わせて、保育室内の家具の配置換えや使用のおもちゃ・絵本の入れ替えなどを行っています。各保育室の中で、集中して絵を描いたり工作できるスペースを作ったり、絵本を子どもが自分で手に取りゆっくり見ることのできるスペースを作っています。畳のスペースや押し入れ部分を活用して一人で過ごせる空間を設定しています。トイレは清潔が保てるよう1日2回以上清掃し、チェックリストで確認しています。しかし、保育室内の棚の整理整頓や掃除が行き届いていないことがあり、今後の改善が期待されます。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
---	---

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
 - b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
 - c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。
- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
 - イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
 - ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
 - エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
 - オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
 - カ せかさず言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差は、保護者が入園時に提出する児童票と個人面談で把握しています。面談では生育歴、食事、家での様子などを丁寧に聞きとり、記録しています。職員会議で全職員に周知し、一人ひとりの子どもの育ちや気持ちを理解したうえで保育を行っています。自分を表現する事が苦手な子どもには、ゆっくりと待ち、気持ちを代弁するようにしています。子どもの主体性を尊重し、欲求を受け止め、その子がその気になるまで待つことを大切にしています。せかさず、子どもの気持ちに沿った対応ができるよう、時間に余裕をもって保育を行っています。

A4	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
----	--	----------

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
 - イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
 - ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
 - エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
 - オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

乳児であっても一人ひとりの個性の違いを念頭に置き、乳児期から子どもの主体性を尊重して子ども自身が生活の主人公になり、基本的生活を作り上げられるよう意識して取り組んでいます。散歩に出る前の準備、昼食を食べる準備、昼寝の準備など園での生活に必要な準備を大人が全て行うのではなく、子どもが先を見通しながら行動できるように、子どもの発達に合わせて配慮しながら取り組んでいます。水道には全て補助レバーをつけ、子どもが使いやすいようにしています。園では布おむつを使用していますが、0歳児はこまめにおむつ交換をして、汚れると気持ちが悪いことを学びます。1歳過ぎから、発達に応じてオマルを使用していきます。2歳児以上は、一人ひとりに合わせて対応しています。保育においては、午前中良く動いた日は午後はゆったりと遊ぶなど、静と動を意識し、子どもたちの活動と休息がバランスよく取れるようにしています。

A5	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
----	--	----------

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。
- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
 - イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
 - ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
 - エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
 - オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
 - カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。

- キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

すべてのクラスで、子どもが自分で手に取ることができる場所におもちゃや絵本など置き、自分で選択できるようにしています。ホールでは、リズム運動やかっこ・ドッジボール・踊りなど身体を十分動かすことができます。園庭では思いきり泥んこ遊びをしています。夏は屋上庭園でのプール活動で水と戯れ、心も体もたくましくなるよう取り組んでいます。夏以外の季節は、天気が良ければ散歩に出かけています。季節の移り変わりを楽しみ、お寺や川の土手沿いの広場などで草花や生き物などの自然と関わりながら十分な探索活動を行い、五感を育てています。園行事の夏祭りや敬老会の際には、町内会からテント・鉄板・パイプ椅子など必要なものを借りて開催しています。散歩で地域の人と出会った際には、「おはようございます」「こんにちは」の挨拶を交わしています。お祭りや球根植えなど地域の活動にも参加しています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 - b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 - c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
 - イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
 - ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
 - エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
 - オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
 - カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

0歳児保育では、子どもが安心して保育者と愛着関係が持てるよう、担任を固定し、配置しています。保育士は子どもの主体性を尊重し、ゆっくり子どもと視線を合わせて表情豊かに、要求を汲み取りながら応答的に関わっています。保護者から、朝夕の対話と連絡帳でのやり取りを通して子どもの家庭環境や家での様子を聞き取り、家庭と連携しながら保育を行っています。保育室を2部屋使い、その子のリズムに合わせた睡眠・食事・遊びが十分できるように配慮しています。保育室内には、子ども自身が手に取って触ったりいじったりできるように、危険のないおもちゃを選んで置いています。絵本についても子どもが手に取れるように配置し、絵本に親しみを持ち、読んでもらいたい時は子ども自身が大人に手渡しています。

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
 - イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
 - ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
 - エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
 - オ 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。
 - カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
 - キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

1歳児以上3歳未満児の保育では、子どもの主体性を尊重し、子どもが持つ力を信じ、待つことを大事に保育を行っています。食事の時間になっても遊び足りない子どもには、無理に食事をさせることはせず、自ら食べる気持ちになるのを待っています。自我の芽生えを尊重して選択肢を提示し、子ども自身が選んで決定できるようにしています。この年齢特有の否定(イヤイヤ)や友だちとの関わりの中なかでぶつかる場面では、保育士が話を聞き、本人の気持ちを理解し、代弁しながら折り合いがつけられるように促しています。給食室・事務室は廊下側から強化ガラス越しにのぞけるようになっています。給食室の調理員とは、子どもたちがその日の人数表を出したり、給食のメニューを聞きに行く、食材や食器を取りに行くなど日常的に関わる機会があります。事務室にも子どもが用事を伝えるに行くことがあります。保護者には懇談会等で園での子どもの様子を伝え、保育参加の機会も設けています。

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

3歳以上児の保育では、室内外で全身を使った遊びや手指を使った遊び、制作など、探求心を深められる遊びを取り入れています。園内で野菜を育て、カブトムシの幼虫の飼育をし、川遊びや野外遊びでザリガニ・魚・バッタ・セミなどの生き物との関わりも持っています。3歳児は自我がはっきりしてくる時期なので、保育士は集団の中で安定して興味関心のある遊びに取り組めるよう一人ひとりの発達に注目して関わっています。4、5歳児は集団の中でそれぞれの発達に応じた取組ができるように関わりをもっています。年長児クラスは就学を意識し、近隣保育園や法人内保育園との交流を行っています。また、小学校訪問をしたり、教諭・学童保育指導員の園訪問を受けたりして就学がスムーズに行われるよう連携しています。一人ひとりの成長発達に応じ、「がんばる」「やりきる」というやりがいや達成感を感じられるように工夫して保育をしています。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
 - イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
 - ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
 - エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
 - オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
 - キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
 - ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

障害の有無にかかわらず子どもを尊重し、得手不得手を理解した上で、得意なことを伸ばす保育を心がけています。特別な支援が必要な子どもには、その個性を理解し、個別の年間指導計画を作成し、職員会議で共有しています。保護者とは年2回の定期面談以外にも必要に応じて面談機会を設け、連携を図っています。療育センターや発達支援センターの相談員や作業療法士等が子どもの姿を直接見に来園する機会があり、その時に相談をしてより良い対応ができるよう学んでいます。また保育士は、行政や他機関の研修を受講するなど積極的に学びを深めています。クラスに配慮を必要とする子どもがいる場合は、当該保護者の承諾の下、クラス懇談会等で説明を行って理解を仰いでいます。児童発達支援事業所とも連携を取り、発達や課題を共有しています。園舎は3階建てで、1階に車いすでも利用できるトイレがあり、玄関も車いすが通れる広さがありますが、エレベーターの設置はありません。

A10	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 - イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 - ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 - エ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
 - オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
 - カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
 - キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

延長保育は平日は7時から7時30分までと18時30分から20時までとなっています。全体的な計画、年間指導計画、月間指導計画に延長保育、長時間保育への配慮を記載しています。子どもの体調や在園時間を含めた状況・家庭的背景等を考慮しながら保育を行っています。朝夕は合同保育となり、異年齢の子どもが合同で過ごします。乳児に危険がないよう、乳児でも幼児でも遊べるおもちゃを用意しています。また、夕食まで空腹感を感じないよう腹持ちの良いおやつを提供し、希望があれば夕食も提供しています。その日の勤務体制により、クラス担任が必ず朝夕に保護者と合えるわけではないため、職員用グループライン及び口頭で他職員に引き継ぎを行い、必要な情報を共有しています。

A11	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
 - イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ウ 保護者が、小学校以降の子どもたちの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
 - オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

全体的な計画に小学校との連携の項目を入れ、年間指導計画に就学に向けて見通しを持って生活することを記載し、就学を意識した指導計画を作成しています。他園と交流を行い、同じ小学校へ就学する子ども同士で自己紹介をしています。年度後半に、子どもたちは小学校の校庭や体育館を運動会で利用して小学校の様子を知り、小学校の教員は園に出向いて5歳児の活動を見学する機会を持っています。保護者には、横浜市から届く就学についてのパンフレットを配布し、小学生のきょうだいがいる保護者から入手した情報をクラス懇談会等で伝えるなどして就学への見通しが持てるように支援しています。担任は横浜市主催の幼保小連携研修に参加して情報交換を行っています。また保育所児童保育要録は担当保育士が作成し、園長と主任が確認し、子どもの就学先に提出しています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
 - イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
 - ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
 - エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
 - オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
 - カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
 - キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
 - ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

「保育園のしおり」に「健康な園生活を過ごすために」の項目を設け、嘱託医の連絡先、健康診断、病気や怪我をした時の対応、与薬、感染症対策等について、保護者に周知しています。運営規程にも「健康管理・衛生管理」の項目を設けています。年間保健計画を作成し、年2回の歯科健診・内科健診のほか、幼児クラスは尿検査、3歳児・4歳児は視聴覚検査を実施し、身体測定は毎月実施しています。健診結果は職員会議で共有し、個人ファイルに記録するとともに保護者に伝えています。既往症や予防接種の状況は入園時に確認し、入園後は随時保護者から報告してもらっています。健康診断の前にも保護者に確認しています。乳幼児突然死症候群(SIDS)に関しては、うつぶせ寝を避け、0歳児は5分おき、1歳児以上は10分おきにブレスチェックを行い、チェック表に記入しています。保護者にはSIDSについて説明しています。

第三者評価結果

A13	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
-----	-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
- ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
 - イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
 - ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

全クラスで嘱託医による健康診断と歯科健診を年2回実施しています。内科医は健康診断の結果及び予防接種状況を確認・点検し、「健康診断報告書」を作成しています。歯科健診の結果は歯科衛生士が検診台帳に記入しています。園では保護者に対して健康診断の結果を口頭で送迎時に、歯科健診の結果を書面で伝えています。治療を必要とする結果が出た場合には、保護者に受診するよう伝えています。年度前半の歯科健診の際には、歯科医が大きな歯のレプリカを使って、4、5歳児クラスの子どもたちに磨き残しや虫歯になりやすい箇所を伝え、歯磨きの仕方を指導しています。

第三者評価結果

A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。	b
-----	---	---

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
 - オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
 - カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

アレルギー疾患のある子どもには、園の対応マニュアル及び横浜市のアレルギー対応マニュアルをもとに対応しています。入園時に保護者と面談を行い、食物アレルギーの有無を確認するとともに、医師による指導票に基づいた除去食を提供しています。0歳児、1歳児については安全を期して家庭で食べたことのある食材を提供しています。食材の喫食経験の有無は一覧表を用いて保護者と確認しています。保護者は事前に献立表で、除去食対象日と除去食内容を確認しています。昼食・おやつ全てにおいて、除去食について全職員が知ることができるように給食室前への掲示、2階専用昇降機への掲示をするとともに、調理室朝礼での確認及び園長・担任への声かけを行っています。除去食は個別対応ではなく、アレルギー疾患のある子どものクラスは全員除去食とする対応をとっています。個別で対応できる体制づくりが期待されます。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

a

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
 - イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
 - ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
 - エ 食器の材質や形などに配慮している。
 - オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
 - カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
 - キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
 - ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

食に関する豊かな経験ができるよう、食育計画を作成し取り組んでいます。プランターで季節の野菜を栽培し、成育を観察し、収穫後には見て、触って、時には自分たちで調理し、食材や調理の過程に興味を持てるよう取り組んでいます。食事は、離乳食以外は各クラスに鍋、お釜、ボウルごと運び、それぞれの子どもの食べる量や苦手なものを考慮して保育士が盛り付けています。3～5歳児クラスでは子どもたちが当番制で盛り付けを行い、自分の食べきれる量を意識したり、お代わりする子のことを考えながら取り組んでいます。食器は年齢で大きさを変えたり、箸は4歳頃からは使用する目途で、4歳の誕生日頃に子どもの状況を確認して箸を渡し、共に成長を喜ぶ機会にもなっています。保護者とは面談や懇談会で、園での取組や様子を伝え、食育の相談も受けています。栄養士は給食だより等で食の安全や豆知識を発信しています。また、園で食べている「農家応援米」を保護者に販売し、食の支援を行っています。

A16

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

b

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
 - イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
 - ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
 - エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
 - オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
 - カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
 - キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

子どもの発育状況・食経験に応じて食材や切り方、刻み方、柔らかさを考慮した食事提供をしています。保育士は子どもの食べる量や好き嫌いを把握し、調理法を工夫したり、苦手な食材は量を減らすなどして、無理強いせず、無理なく食べられるよう支援しています。食事は旬の食材を取り入れ、季節感のある献立にしています。秋にはサンマ祭り、焼き芋会、餅つき会などを行い、子どもたちはお米を研ぐなどして準備から手伝っています。栄養士や調理職員は、給食が楽しみになるように、給食室のカウンター越しに子どもたちにメニューや食材の紹介をしています。栄養士・調理師は、残食量を確認し日誌に記録するとともに、クラス担任から得た情報と合わせて次回の給食に反映させています。園内マニュアルに基づいて調理室内の衛生管理を適切に行っています。栄養士や調理員が、子どもが食べている姿を見に行く機会が少なく、より積極的な関わりが求められます。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
 - イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
 - ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
 - エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

保護者とは送迎時の会話と連絡帳で情報交換を行っています。0～5歳児クラスまでの全てのクラスで担任は保護者と連絡帳でやり取りしています。各クラスのその日の保育内容・活動については、園入口のホワイトボードにも記入し保護者に知らせています。また、年2回土曜日にクラス別保護者懇談会を開催し、保育内容や子どもの成長を伝えたり、今後の保育の計画や見通しを説明するなどして、理解・協力を得られるようにしています。懇談会時には、保育中の映像や写真を紹介し、より具体的に子どもの姿と成長が伝わるよう工夫しています。年1回保護者がは保育参加又は保育参観をし、子どもの園での様子を知ることができるようにしています。また、3～5歳児クラスの保護者は年1回～2回個人面談を行い、家庭での子どもの様子や保護者からの相談を聞ける場として園と家庭で連携できるように取り組んでいます。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。	a
-----	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようになるための支援を行っていない。
- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
 - イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
 - ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
 - エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
 - オ 相談内容を適切に記録している。
 - カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

保護者と職員は子育てのパートナーであると考え、朝夕の送迎時に積極的に声かけし、安心して子育てができるよう、話しやすく相談しやすい雰囲気作りを心掛けています。送迎時間帯以外でも、連絡帳で子育ての相談に応じたり、クラス懇談会や個人面談を通しての相談にも応じています。相談内容は、子どもの個人ファイルに記録し、その後の子育てや保育に繋げています。その他、年1回講師を招いて「子どもの発達相談・勉強会」を開催し、保護者の子育てに関する悩み相談の時間も設けて子育てに見通しや希望が持てるようにしています。保護者の悩みや相談内容のうち直接子どもにかかわることは、守秘義務遵守のうえ、職員会議で報告し、職員間で共有しています。保護者会と連携し、園への意見要望を取りまとめてもらい、理事、職員、保護者による三者懇談会に事前に提示し話し合うようにしています。

第三者評価結果

A19

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

a

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
 - イ 虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
 - ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
 - エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
 - オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
 - カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
 - キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

虐待防止のマニュアルがあり、職員に周知しています。職員は日々、子どもの言動や衣服・身体等様々な面から観察し、子どもの虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう努めています。虐待等の心配がある場合は園長・主任に報告し、協議の上、必要に応じて関係機関に通告する体制になっています。保護者についても、日々の言動や連絡帳の内容、面談時の話等から心配な様子が見受けられる時は、園長に報告後、職員間で共有し、保護者への援助を検討しています。内容により虐待が疑われる場合は、区役所のこども家庭支援課や児童相談所等関係機関と連携して対応しています。状況によっては園児の居住地の民生主任児童委員に連絡し、居住地での見守りや対応を依頼します。職員は区役所主催の「虐待に関する研修会」に参加したり、「横浜市虐待防止ハンドブック」を活用して学びを深めています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
-----	--	----------

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。
- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
 - イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
 - ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
 - エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
 - オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
 - カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

年間指導計画、月間指導計画、週案・日誌は、定められた期ごとに担当保育士が自己評価を行い、それをもとに各クラスで保育の振り返りを行っています。振り返りと評価に基づき、保育の質の改善に向けて話し合い、次の計画につなげています。給食職員も日々の振り返りや自己評価を行い、給食日誌に記載しています。職員は、年度後半の園長との面談を前に自己の振り返りを行い、今後の目標を設定する取組を行っています。年度末には、職員と内容の確認をして保育所としての自己評価をまとめ、3月中旬に園内に掲示し、園のホームページに掲載しています。毎年、前年度の保育所としての自己評価を基に園の課題を明らかにし、事業計画を作成しています。



株式会社フィールズ
〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F
TEL:0466-29-9430
Mail:hyouka@fieldsshonan.jp

A thick, solid pink horizontal bar spans the width of the page at the bottom, serving as a decorative footer element.